

国境の島憲章

(案)

平成 2 9 年 7 月 日

「日本の国境に行こう!!」プロジェクト 発起人一同

<前文>

島国日本の国境は、多くの島の存在によりカタチづくられている。

国境の島々は、古来より日本と大陸との交流の拠点であり、伝播した文化が我が国固有の文化と融合して独自の文化が形成され、いまだになつかしい日本の姿、日本人の本質が残されている貴重な地域である。

我々、特定有人国境離島地域に指定された地域の市町村長を中心とする発起人は、有人国境離島法第 17 条に基づき、有人国境離島法元年である 2017 年から、改めて日本の国境が島であることを知り、島国日本・海洋国家日本のアイデンティティを確認し、国境の島々を価値化するための国民運動を起こしていくことをここに決意する。

本憲章は、発起人のみならず、国境の島に関係する行政、民間、団体それぞれの当事者が共通認識の下に国境の島々を活性化させるプロジェクトに主体的に取り組むために定めるものである。

<本則>

第一 プロジェクトの内容及びプロジェクトネーム

- 1 国民の中の「国境に行こう、国境を食べよう、国境に学ぼう、国境に暮らそう」といった機運を醸成し、実際のアクションにつなげることで、人が現に住む国境の島々を活性化させ、以て国境の島々を価値化するプロジェクトを総称して、「日本の国境に行こう!!」プロジェクトという。
- 2 特定有人国境離島地域の地域社会の維持のための施策を実施する主体である国及び地方公共団体は、発起人として、本プロジェクトネームをキャッチフレーズとして掲げ、プロジェクトの推進者を広げていくこととする。

第二 プロジェクトの推進者

- 1 本プロジェクトは、本憲章に共感し、賛同する者であって、次に掲げる人々のうち、自ら主体的に取り組む実践する者が推進する。
 - ・有人国境離島地域内の島民、事業者、団体
 - ・有人国境離島地域内に暮らしたい、事業を興したいと考える個人、法人
 - ・その他有人国境離島地域を活性化する活動を行おうとする個人、法人
- 2 本プロジェクトを推進する者は、第四に定めるキャッチフレーズ・ロゴマークを名刺への印刷、商品への貼付、店頭での掲出、パンフレット等への掲載その他の方法により可能な限り使用し、本プロジェクトに関する国民の認知度向上に努める。

第三 国境の島活性化七箇条

- 1 本プロジェクトを推進する者の理念及び行動規範として、「国境の島活性化七箇条」を別添のとおり定める。

- 2 本プロジェクトを推進する行政、島民その他の者は、「国境の島活性化七箇条」を目に触れやすいところに掲出し、又は常時携帯するとともに、これに共感する仲間を広げていく努力を行う。

第四 プロジェクトロゴマーク及びその使用

- 1 「日本の国境に行こう!!」プロジェクトを国民運動としていくための統一のロゴマークは図A～Cのとおりとする。
- 2 有人国境離島地域に関係する島民、民間事業者、団体、行政が本ロゴマークを使用する場合には、別にプロジェクト推進事務局が定めるところによるロゴマーク使用申請手続きに従って届け出を行うものとする。

A



B



C



第五 プロジェクト推進事務局の設置

プロジェクト推進事務局は、当面の間、内閣府総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室に置く。

平成29年7月 日

発起人

礼文町長

利尻町長

利尻富士町長

奥尻町長

三宅村長

御蔵島村長

八丈町長

青ヶ島村長

佐渡市長

輪島市長

隠岐の島町長

海士町長

西ノ島町長

知夫村長

萩市長

対馬市長

壱岐市長

佐世保市長

小値賀町長

新上五島町長

五島市長

西海市長

薩摩川内市長

西之表市長

中種子町長

南種子町長

屋久島町長

三島村長

十島村長

北海道総合政策部長

東京都総務局行政部長

新潟県総務管理部長

石川県企画振興部長

島根県地域振興部長

山口県総合企画部長

長崎県企画振興部政策監

鹿児島県企画部長

内閣府総合海洋政策推進事務局長

国境の島活性化七箇条（案）

第一条 日本人の島国プライドを呼び覚ます！

国境の島は「島国日本」の原風景。都会的視点でなく、島の日常に学び、日本人の未来の生き方を創造しよう！原点に還り、日本人の島国プライドを呼び覚まそう！

第二条 「ヒト」「モノ」「タノシミ」を行き来させる！

島に魅力がなければ行き来は生まれない。行き来がなければ、経済は生まれない。人材と資源と文化を交流させよう！

第三条 面白いことを真面目にやろう！

「オモシロイこと」には人が集まる！願いや希望を優先に島の日常にオモシロさを発掘しよう！まじめすぎるとつまらない。面白いことを真面目にやろう！

第四条 動きながら考える「現場考動主義」！

答えは現場にある。考えながら走る瞬発力と判断力！「やり方」でなく「やる人」を！「強制」でなく「共感」を！「計画」でなく「実践」を！

第五条 「フットワーク」が「ネットワーク」をつくる！

情報は動いたヒトが持っている。動き続ける人には風が吹く。その風はやがてネットワーク（仲間）を構築する！そこに共感共鳴のテーマが発見される。

第六条 社会に求められる「サービス」を！

「売りたいもの」と「売れるもの」はイコールではない。社会に必要とされることが商品開発やサービス開発の根本だ。消費者の目線で、島の商品や情報を伝え、コミュニケーションできるデザインをしよう！

第七条 島の人々が「シアワセ」になる！

まずは、小さな成功体験を島にたくさん生み出そう！小さく産んで大きく育てる。未来を明確にして1日1日1歩ずつ！確かな足跡を身近な人々とつけていこう！この島に住んでよかった！と思えることがゴール！